市民税・県民税・介護保険料 国民健康保険税の納付額をお知らせします

税 • 県民税

だく税金です。 住所のある自治体に納めていた市県民税は、毎年1月1日現在

2年度の税額を決定しています。 出された給与支払報告書や、 で申告された内容をもとに、 安来市では、 事業所などから提 令和

知から税額が変更される場合があ申告の時期に関わらず、当初の通 り 期間が延長されました。これによ 感染症対策のため、 通 知書を送付いたしますので、 今年度は、 申告をされた人については、 その場合は、 新型コロナウイルス 所得税の申告 税額の変更

> 特別徴収 座与 によって納税します。 振替または納付書払い)、 からの引き去り)、普通徴収

税金は私たちの暮らし、将 もたちなどを支えています。 (写真はイメージです) 将来を担う子ど

(年金からの引き去り) 年(口

されています。(4~8月引き去 の年金からの引き去り額が記載 通知書に同封の保険 月以 保険料は、所得に応じて 11 段階あります

り額は4月にお知らせしました)

引き)

か普通徴収(納付書による

決定通知書を発送します。

介護保

所得に応じ

6月中旬に本年度の介護保険料

決定しました

令和2年度介護保険料が

けてお支払いいただきます。

なお、

特別徴収の人は、

10

介護保険料

て区分されています。 険料は下表のとおり、

納付方法は、

特別徴収

(年金天

の「見方」 詳しくは、

をご覧ください。

納付または口座振替)のいずれか

普通徴収の人は年10期に分

問い合わせ:介護保険課

電電

所得段階	保険料(年額)				
第1段階	18,000円(注)				
第2段階	32,400円(注)				
第3段階	50,400円(注)				
第4段階	64,800 円				
第5段階	72,000 円				
第6段階	86,400 円				
第7段階	90,000 円				
第8段階	93,600 円				
第 9 段階	97,200 円				
第 10 段階	108,000円				
第 11 段階	122,400 円				

(注) 低所得者の保険料軽減実施 に伴い、第1~3段階の保険料 が減額となっています。

のホームページを参照してくださ ○住宅借入金等特別控除

電話23-3040)

承ください。

市県民税は、

給与特別徴収

和2年12月3日までに居住の用に10%で、令和元年10月1日から今 等特別控除の適用年数が3年間延 供することを条件に、住宅借入金 長されています。 問い合わせ:税務課市民税 住宅を取得する際の消費税 係

○令和2年度の主な改正点 ふるさと納税の対象となる地

○住宅借入金等特別控除における控除適用期間延長

となる地方団体に関しては総務省

臣が指定します。特例控除の対象

団体を一定の基準に基づき総務大

区分	特定取得 (従前の内容)	特別特定取得 (今回の改正)					
居住開始 年月日	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 12 月 31 日	令和元年 10 月 1 日 ~ 令和 2 年 12 月 31 日					
控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の額の 7% (上限 136,500 円)	同左					
控除 適用期間	10年	13年					

※特定取得に該当しないものは、上表では記載省略しています。 ※居住開始年月日が令和3年1月から12月までは、従前どおり。

玉 健康保 険税

令和2年度普通徴収・特別徴収の納付月

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収	0		0		0		0		0		0	

国民健康保険税の軽減

▼問い合わせ

課税については 税務課市民税係 (電話 23-3048) 納税については 税務課収納係 (電話 23-3043) 保険年金課 (電話 23-3084)

金額の合計 (擬制世帯主を含む)

|帯内国保加入者の前年の所得 (7割・5割・2割減額

資格については 額と③平等割額を軽減します。(所 が一定以下の場合、表の②均等割

軽減の対象外

除した額で軽減判定をします。 公的年金等所得額から15万円を控 * となることがあります) 得申告がない場合、 65歳以上の公的年金受給者は、

面

の間課税されません。

割

が当

年間半額に軽減されます。

旧被扶養者に関する均等割

が 2

納付方法

方法です。 振替による納付を希望する世帯主 ※特別徴収に該当する人で、 険税を差し引いて納めていただく ①特別徴収 保険税 収」と「普通徴収」があります。 支給される年金から国民健康 税務課窓口へお申し出くださ の納付方法に は、 座 保 別

年は、特別數又ときこ、特別徴収の実施要件を満たさない、世帯主が75歳に到達する年など 当しない人が対象です。 ②普通徴収 ていただく方法で、 納付書または口座振替で納付し 特別徴収に該

納税義務者は世帯主です

帯主を擬制世帯主といいます。義務者となります。この場合の世 がいる場合は、その世帯主が納税ていなくても、同じ世帯に加入者 をする際は、 は含めません。ただし、 算を行います。 いなくても、同じ世帯に加入者世帯主が国民健康保険に加入し 所得は国民健康保険税の算定に 擬制世帯主世帯の場合、 その所得を含めて計 軽減判定 世帯主

0)

一設の経過制度 期高齢者医療制

度

期間、 2割軽減)所得を計算する際、 ①国民健康保険税の軽減 (7・5・ 税の負担が急増しないよう、一 の移行によって、 75歳以上の後期高齢者医 次のように扱います。 国民健康保険 療制 定

ます。 合、移行後5年目まで平等割が半康保険世帯が単身世帯となった場医療制度に移ったことで、国民健 れます。では、平等割が4分の3に軽減さ 額に軽減されます。6~8年目ま 2 国民健康保険から後期高齢

歳以上75歳未満の人(旧被扶養に加入した場合(加入の時点で65で、その被扶養者が国民健康保険 免が受けられます。 期高齢者医療制度に移ったこと ③ 社会保険などの被保険者が後 者)) は、申請することで次の減 旧被扶養者に関する所得

が交付する資格喪失証明書※社会保険(会社の健康促れます。 鑑をお持ちの上、 加 入者が 旧被扶養者の 間半額に軽減さ 国民健康保険 康保険) っ書と、 みの場合 印等

それまでと同様の軽減が受けられ 成や世帯所得が変わらない場合、 めて軽減判定を行います。世帯構 期高齢者医療制度に移った人も含 後 国民健康保険税は世帯単位で税額を計算します

符中区厶		税 率(額)	=∺ □□					
算定区分	医療保険分	支援金分	介護保険分	説明				
①所得割	8.61%	2.11%	2.16%	加入者の前年の所得に応じて算定				
②均等割	29,600 円	7,530 円	9,760 円	加入者一人あたり				
③平等割	21,190 円	5,390 円	4,540 円	一世帯あたり				
年税額	三税額 医療保険分・支援金分・介護保険分のそれぞれ①~③の合計。 介護保険分は、40 ~ 64 歳の人のみ適用。							
課税限度額	63 万円	19 万円	17 万円	年税額の最高限度額				

入手続きの際に申請ください。